

令和8年6月16日
環境清掃部環境保全課

指定公衆喫煙所設置助成について

民間事業者の閉鎖型喫煙所設置費を公費により助成し、区の公衆喫煙所に準じて、誰でも利用可能な「指定公衆喫煙所」として広く活用する。

令和7年7月に開始した維持管理助成等に加え、設置助成を開始することで、閉鎖型喫煙場所の確保を進め、受動喫煙の防止を推進する。

1 助成対象

屋内型、屋外コンテナ型又は屋外トレーラー型で、所定の要件を満たす公衆喫煙所。

2 助成対象経費等

助成対象経費（予定）		助成率	上限額	回数
設置経費	工事費（既存施設の改修費を含む）、設備費、備品購入費、機械装置費、その他区長が公衆喫煙所の設置に必要と認める経費	10分の10	1か所につき 1,000万円	1回

※ 経費の内訳が明確でない場合は、賃貸契約書等に基づき、公衆喫煙所が占める面積で按分した額とする。

3 令和8年度歳出予算（当初予算）

指定公衆喫煙所設置費用助成金：5,000万円

4 助成制度開始日

令和8年7月1日（助成金交付要綱施行予定日）

5 周知方法

区報・区ホームページへの掲載等で周知を図るとともに、公衆喫煙所を設置・運営している事業者へ情報提供を積極的に行い、制度利用を促していく。